

市、運営協議会、地域包括支援センターの役割等

	市の役割	運営協議会の役割	センターの役割
所掌事務等	<p>【市の責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、適切な人員体制の確保、センターとの役割分担及び連携の強化、センター間における役割分担と連携の強化、効果的なセンターの運営の継続について、体制を整備する。 ・運営協議会が承認した事項等について、最終的な決定を行う。 ・センターの設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。 ・センターと協働して、運営基本方針を策定する。 ・点検・評価の方針について、全国統一の指標を用いて方針を作成する。 	<p>【運営協議会の承認が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターが担当する圏域の設定 ・センターの設置、変更および廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定またはセンターの業務の委託先法人の変更 ・センターの業務の委託先法人の総合事業および予防給付に係る事業の実施 ・センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定 ・その他、センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項 <p>【運営協議会が意見を述べる事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が示す運営基本方針が適切かどうか <p>【運営協議会が点検・評価を行う事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支決算書・センターの運営状況に関する評価の結果等について、市が作成した基準に基づき、センターの事業が適切に実施されているかどうか 	<p>【センターの責務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一号介護予防支援事業及び包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 ・センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。 ・センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市の条例で定める基準を遵守しなければならない。 ・センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等関係者との連携に努めなければならない。
圏域の設定	人口規模、業務量、専門職の人材確保の状況に基づき、市の判断で設定する。	市が設定した圏域（案）を審議し、承認する。	
運営基本方針の決定	市が運営基本方針を示すとされているが、センターと協働して運営基本方針を策定しセンターの理解を深め、より効果的な運営につなげる。	市が示した運営基本方針について、その方針が適切か、その他地域の実情に応じて必要な方針について意見を述べる。	市と協働して運営基本方針を策定し理解を深め、より効果的な運営につなげる。
事業計画書	運営協議会からの答申を受け、各センターと事業計画の修正等について協議する。	センターから提出された計画について、市が示した運営基本方針に沿っているか等の評価し、市に答申する。	圏域の課題、保険者の方針等に沿って年度ごとの事業計画を立てる。

市、運営協議会、地域包括支援センターの役割等

	市の役割	運営協議会の役割	センターの役割
運営や活動に対する点検・評価	運営協議会からの答申を受け、センターから提出された自己評価について、市が定めた運営基本方針を踏まえ、効果的・効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等、全国統一の指標に基づき評価する。 また、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から優先順位を付け、センターと共有し、講評を行う。	センターから提出された自己評価を審査し、市が定めた運営基本方針を踏まえ、効果的・効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等、全国統一の指標に基づき点検・評価を行い、市に答申する。 また、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から優先順位を付け、センターと共有する。	自ら取組を振り返り自己評価を行い、事業の質の向上を図る。 保険者と共有した現在の業務や今後対応すべき課題について、具体的な活動につなげる。
包括の運営に関する事項の確認	センターの体制整備、設置・変更・廃止、業務委託の可否、運営基本方針の決定、毎年度の事業計画、予算・決算などセンターの運営に関する事項の確認について、運営協議会の承認を得て行う必要がある。	センターの体制整備、設置・変更・廃止、業務委託の可否、運営基本方針の決定、毎年度の事業計画、予算・決算などセンターの運営に関する事項の確認について、議決する。	
地域ケア会議	地域ケア会議の設置に努めなければならない。 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進のため、センターと緊密に連携し取組みを推進する。		地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進のため、市と緊密に連携し取組みを推進する。
その他	センターの事業内容や運営状況に関する情報を市民に向けて公表することが望ましい。		総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、及び介護予防ケアマネジメント業務を一体的に行う。 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるが、運営協議会の承認を得る必要がある。